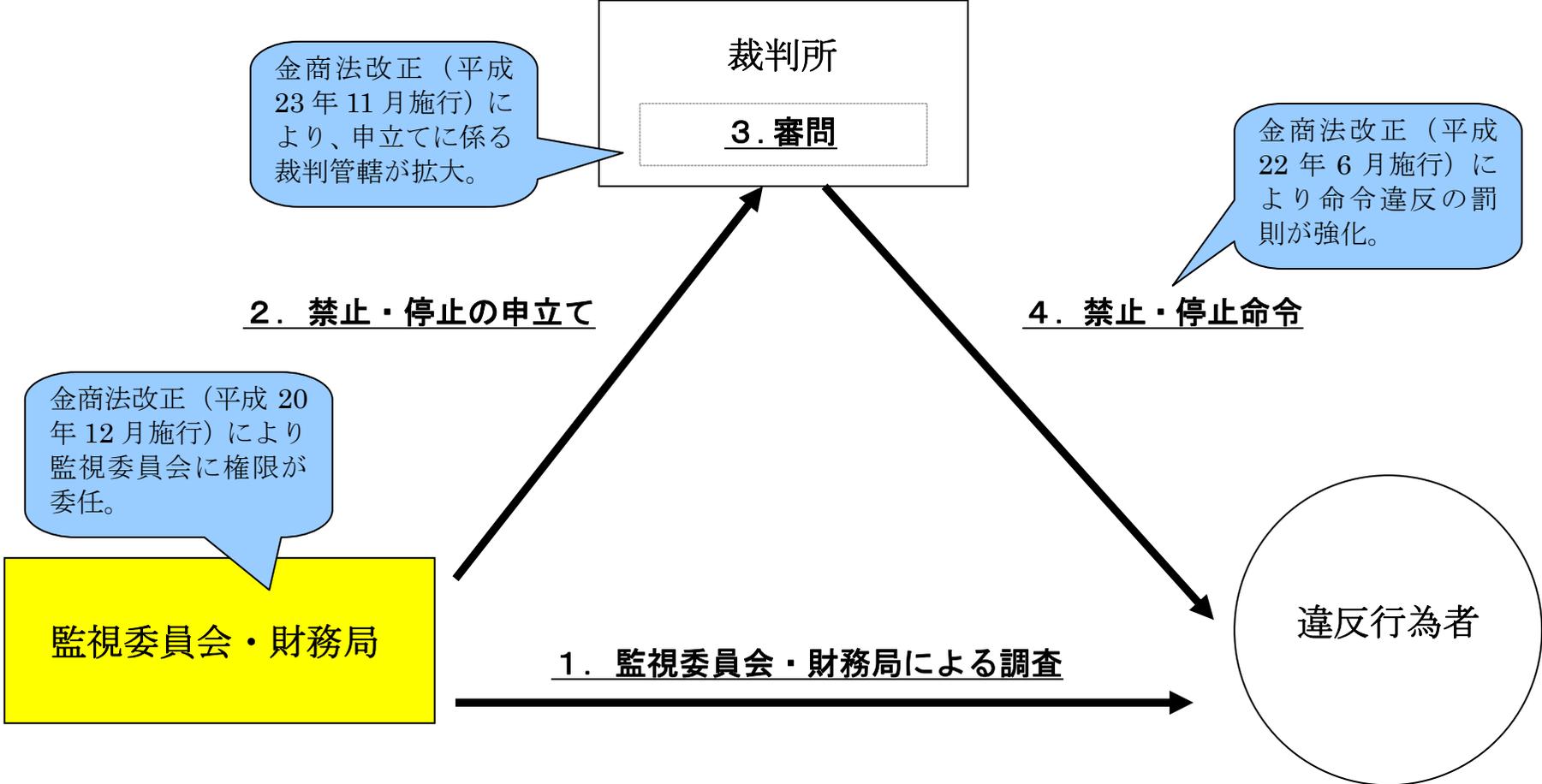


金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て（実施状況）

被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1. ㈱大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年11月17日 (東京地裁)	無登録金商業（株券等の募集の取扱い等）の禁止 > ㈱大経及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、㈱生物化学研究所が新規に発行する株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。このほか、4つの会社に係る株式の取得勧誘を繰り返し行っていた。	平成22年11月26日 (東京地裁)
2. ㈱生物化学研究所 (山梨県中央市)	平成22年11月26日 (甲府地裁)	無届募集（株券等）の禁止 > ㈱生物化学研究所は、有価証券届出書を提出せず、㈱大経と連携して自社の株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。	平成22年12月15日 (甲府地裁)
3. ジャパンリアライズ㈱ 他2名 (北海道札幌市)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年4月28日 (札幌地裁)	無登録金商業（ファンドの私募等、運用）の禁止 > ジャパンリアライズ㈱及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、かつ、特例業務の要件を逸脱して、20本のファンドの取得勧誘及び運用を行っていた。	平成23年5月13日 (札幌地裁)
4. ㈱ベネフィットアロー 他3名 (東京都中央区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年6月24日 (東京地裁)	無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止 > ㈱ベネフィットアロー及び他3名は、金融商品取引業の登録を受けずに、他の特例業務届出者から委託を受けて、多数の一般投資家に対し、当該特例業務届出者が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	・平成23年7月5日 (東京地裁) (被申立人1名) ・平成23年7月15日 (東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)
5. ㈱Eファクトリー及び ㈱エクセレント他1名 (東京都新宿区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年12月22日 (東京地裁)	適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止 > Eファクトリー、㈱エクセレント及び他1名は、その運営する複数のファンドに係る契約の締結の勧誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示が事実と著しく相違するものであった。	平成23年2月3日 (東京地裁)

無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て



<金商法第192条>
裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」

○設立趣旨

一般の消費者から広く金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組み（いわゆる「集団投資スキーム」）を利用した詐欺的な事件による消費者被害が多発しており、こうした仕組みを利用する悪徳な業者は、刑法、出資法、特定商取引法等の各種法令に加え、金融商品取引法に照らし、法令違反行為を行っている可能性が高い。

そのため、平成 19 年 12 月 4 日、「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」を設置し、これら法律を所管する各省庁、関係機関が連携し、定期的に情報交換・意見交換を行っていくことで、利用者被害の発生防止、被害の拡大防止等に取り組む。

○協議会の構成（平成 24 年 5 月現在）

- ・ 消費者庁
- ・ 警察庁
- ・ 金融庁
- ・ 証券取引等監視委員会
- ・ 国民生活センター

○開催実績

平成 19 年 12 月から年 2 回開催（計 9 回開催）